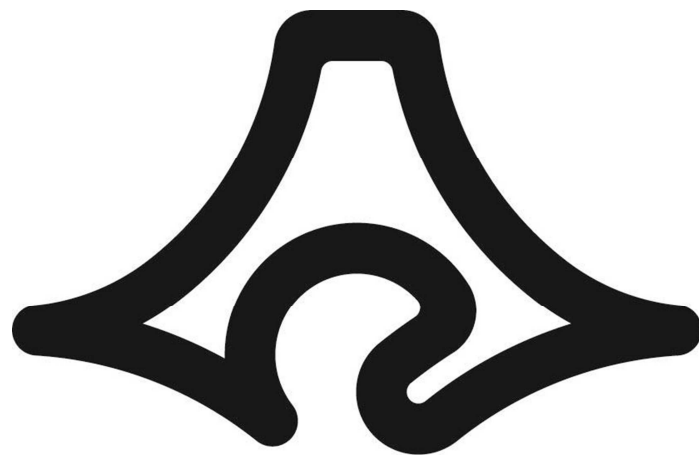


柔道整復師の施術に係る療養費の手引き

(保険者担当用)



令和6年10月版

静岡県健康福祉部 健康局 国民健康保険課

*既存の通知等を整理して、保険者業務でよく使う部分を掲載しました。
改正改定に注意して使用してください。

使用上の注意

- この手引きは、療養費の適正な支給への取組みの一環として、各保険者の支給手続実務の参考に取りまとめたものである。**令和6年10月1日**までの算定基準等を整理したものであるため、保険者は今後の改定状況に留意していただきたい。

- 作成に当たっては、国からの通知を基にして保険者からの意見等を参考としているが、実際に利用していく中で生じた疑義、追加を希望する情報や訂正等の意見・要望等については、随時静岡県国民健康保険課までスターオフィス等により連絡をお願いしたい。

目 次

◆ 1 療養費とは	1 頁
① 療養費とは	
② 支給手続き	
◆ 2 支給基準	2 頁
(1) 支給対象と算定項目	
(2) 支給申請書の記載箇所別の算定要件等（打撲・捻挫）	3 頁
① 支給申請書の作成単位	
② 負傷名	
③ 負傷の原因	
④ 施術日	
⑤ 初検料	
⑥ 初検時相談支援料	
⑦ 再検料	
⑧ 往療料	
⑨ 金属副子等加算	
⑩ 柔道整復運動後療料	
⑪ 施術情報提供料	
⑫ 施術料・後療料	
⑬ 罨法料（冷罨法料・温罨法料・電療料）	
⑭ 多部位逡減・長期減額	
⑮ 明細書発行体制加算	
⑯ 摘要欄	
⑰ 受取代理人欄	
(3) 支給申請書の記載箇所別の算定要件等（骨折・脱臼）	13 頁
⑨ 金属副子等加算	
⑩ 柔道整復運動後療料	
⑪ 施術情報提供料	
⑫ 整復料・固定料・後療料	
⑬ 適用欄	
(4) 近接部位（同時には算定できない部位・負傷について）	17 頁
◆ 3 受領委任制度	20 頁
① 受領委任制度の趣旨	
② 受領委任制度の概要	
③ 受領委任制度仕組み図	
④ 患者ごとの償還払いへの変更	
◆ 4 支給申請書の二次点検	22 頁
◆ 5 被保険者等への周知	24 頁

◆ 6 患者等調査 24 頁

- (1) 調査手法の参考資料
- (2) 患者調査対象者の参考資料
- (3) 患者調査関連事項
 - ① 領収証の交付
 - ② 明細書の交付
 - ③ 自費で徴収できるもの・できないもの（例）

◆ 7 参考資料 31 頁

※ 引用は、原則、原文に忠実に行ったが、文意を理解しやすいように一部補筆している。

◆ 1 療養費とは

算定要件、留意事項等	
①療養費とは	<p>○ 療養の給付(現物給付)に代えて、療養費(現金給付)を支給することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療養の給付(現物給付)を行うことが困難な場合 ・やむを得ず保険医療機関等以外で診療・手当を受けた場合 <p>・「…療養の給付若しくは入院時食事療養費等の支給を行うことが困難であると認めるとき、又は、保険医療機関等以外の病院等において、診療等若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。」[国民健康保険法第54条及び高齢者の医療の確保に関する法律第77条]</p> <p>参考</p> <p>・「(問)法律上、療養費については保険者が認めた場合に支給することができるものとされているが、一方で療養費の取扱いに係る各種の通知等が発出されている。法律の規定とこれらの通知等との関係はどのように考えたらよいか。</p> <p>(答)療養費の支給の可否を決定するのは保険者であるため、支給決定に当たっての最終的な判断は保険者に委ねられているが、療養費の支給は療養の給付の補完的役割を果たすものであり、保険者ごとにその取扱いにおいて差異が生じないように、取扱い指針としての支給基準等を国が通知等により定めているところである。その趣旨をご理解いただいた上で、通知等に沿った適切な取扱いを行っていただきたい。」</p> <p style="text-align: right;">[H29.2 疑義解釈資料別添1(鍼灸)、別添2(マッサージ) 問1]</p>
②支給手続き	<p>療養費は、被保険者が保険者に保険給付分の支給を申請する償還払いが原則であるが、柔道整復師、あはき師の施術の場合、受領委任払いの取扱いができる。(p.20 参照)</p>

◆ 2 支給基準

(1) 支給対象と算定項目

支給対象	支給対象外
<p>外傷性が明らかな</p> <ul style="list-style-type: none"> ・骨折、脱臼 … 医師の同意が必要 (応急手当には不要) ・打撲、捻挫 … 医師の同意は不要 <p>※外傷性とは、関節等の可動域を超えた捻れや外力によって身体の組織が損傷を受けた状態を示すものであり、いずれの負傷も、身体の組織の損傷の状態が慢性に至っていないものであること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内科的原因による疾患 ・単なる肩こり、筋肉疲労
<p>※ 支給対象となる骨折等でも、 右の状況では支給しない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入院中 ・保険医療機関で同じ負傷を治療中

算定項目

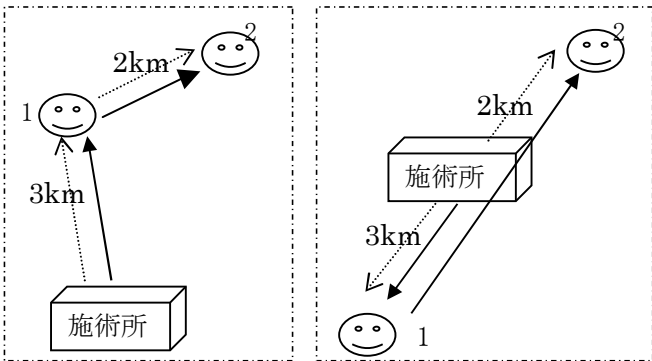
	初回	2回目	3回目以降	
施術の内容や 部位数に よらないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・初検料(1,550円)(R6.6.1～) (時間外、夜間、休日の加算あり) ・初検時相談支援料(100円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・再検料(410円) 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・往療料(2,300円) (片道4km超2,550円) 	<p>真に安静を必要とするやむを得ない理由により、 患者の求めに応じて患宅に赴いた場合のみ支給</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ・明細書発行体制加算(月1回10円)(R6.10.1～) ※明細書を無償で患者に交付した場合 			
施術の内容や 部位数に よるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・整復料(骨折・脱臼) ・固定料(不全骨折) ・施療料(打撲、捻挫) 	<ul style="list-style-type: none"> ・後療料 ※3部位以上、5ヶ月超お通減の対象(骨折等除く) 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・冷罨法料(85円)、温罨法料(75円)、電療料(33円)(R6.6.1～) ※3部位以上、5ヶ月超お通減の対象 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・骨折、脱臼、不全骨折の固定のための金属副子等を使用した場合の加算(1,000円 交換が必要な場合2回まで可) 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・骨折、不全骨折又は脱臼に係る施術を行った後、運動機能の回復を目的とした各種運動を行った場合に算定できる柔道整復運動後療料(1日につき320円) 			
<ul style="list-style-type: none"> ・骨折、脱臼、不全骨折の応急施療を行った後の保険医療機関への文書による患者紹介を行った場合の情報提供料(1,000円) 				

[算定基準] [留意事項]

(2) 支給申請書の記載箇所別の算定要件等（打撲・捻挫）

支給申請書の記載箇所	算定要件、留意事項等
①支給申請書の作成単位	<p>○月単位で作成する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・「申請書を月単位で作成すること。」 [協定別紙・取扱規定 26(2)] ・「同一月内の施術については、施術を受けた施術所が変わらない限り、申請書を分けず、一の申請書において作成すること。」 [協定別紙・取扱規定 26(3)] </div>
②負傷名	<p>○保険医療機関で同じ負傷等の治療中は、療養費は支給できない。</p> <p>○柔道整復の打撲・捻挫には、肉ばなれ・筋や腱の断裂・挫傷を含む。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>・「保険医療機関（病院、診療所など）で同じ負傷等の治療中は、施術を受けても保険等の対象にならない。」 [厚生労働省ホームページ]</p> </div>
③負傷の原因	<p>○次の各項目（④は船員保険のみ）のうち該当するものを記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 業務災害、通勤災害又は第三者行為以外の原因による。 ② 第三者行為による。（交通事故、その他の事故） ③ 業務災害（通勤災害、第三者行為）の疑いがある原因による。（ ） ④ 職務上（通勤）の原因による。 <p>※ ②の場合（ ）内に交通事故、その他の事故の別を記載 ※ ③の場合（ ）内に具体的な負傷の原因を記載</p> <p style="text-align: right;">[協定別紙・取扱規程 26(5)]</p> <p>○3部位目を所定料金の100分の60に相当する金額により算定する場合は全部位の負傷の原因を記載する。</p>
④施術日	<p>○入院中に施術している場合は原則として支給できない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>・「保険医療機関に入院中の患者の後療を医師から依頼された場合の施術は、当該保険医療機関に往療した場合、患者が施術所に向いてきた場合のいずれであっても、支給対象としないこと。」 [留意事項 第1の9]</p> <p>・「入院中の患者が、当該入院の原因となった傷病以外の傷病に罹患し、入院している保険医療機関以外での診療の必要が生じた場合は、他の保険医療機関へ転医又は対診を求めることを原則とする。」 [診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について]</p> </div>

記載箇所	金額	算定要件、留意事項等
⑥初検時 相談支援 料	100 円	<p>○初検時に、患者に対し施術に伴う日常生活等で留意すべき事項等をきめ細やかに説明した場合に算定できる。</p> <p>【具体的な説明事項】</p> <p>① 日常生活動作上での励行事項や禁止事項（入浴、歩行、就労制限、運動制限等）</p> <p>② 患部の状態や選択される施術方法などの詳細な説明（施術計画等）</p> <p>③ 受領委任の取扱いについての説明（対象となる負傷、負傷名と施術部位、領収証及び明細書の交付義務、申請書への署名の趣旨等）</p> <p>④ その他柔道整復師が必要と認め、懇切丁寧に行う相談支援</p> <p>※ ①、②は施術録に簡潔に記載</p> <p>※ ③は施術録に説明した旨を記載（「○」「✓」「説明済み」等の記載で良い）</p> <p>[留意事項第2の9(1)][令和2年6月19日事務連絡「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について」]</p> <p>○月1回のみ算定可</p> <p>○初検の結果 何ら負傷と認むべき徴候がなく 初検料のみ算定した場合には、算定できない。[算定基準 注2] [留意事項第2の9(2)]</p>
⑦再検料	410 円	<p>○算定できるのは、初回の後療日のみ。</p> <p>[算定基準 注6] [留意事項第4]</p>

記載箇所	金額	算定要件、留意事項等				
⑧往療料 ※片道 4 km を超えた場合 2,550 円	2,300 円	<p>○往療料の算定可否</p> <ul style="list-style-type: none"> 往療は、往療の必要がある場合に限り行うものであること。 <table border="1" data-bbox="571 376 1471 680"> <tr> <td data-bbox="571 376 635 568">○</td> <td data-bbox="635 376 1471 568"> <ul style="list-style-type: none"> 真に安静を必要とするやむを得ない理由により 患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合 (下肢の骨折(又は不全骨折)、股関節脱臼、 腰部捻挫等による歩行困難等) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 568 635 680">×</td> <td data-bbox="635 568 1471 680"> <ul style="list-style-type: none"> 単に患者の希望のみにより施術を行った場合 定期的若しくは計画的に患家に赴いて施術を行った場合 </td> </tr> </table> <p>[留意事項 第3の1][留意事項 第3の2]</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一の建築物に居住する複数の患者を同一日に施術した場合の往療料は、別々に算定できない。ただし、やむを得ない理由があつて、同一の建築物に複数回赴いて施術した場合はこの限りではない。 [留意事項 第3の6] 2戸以上の患家に対して引き続き往療を行った場合の往療順位第2位以下の患家に対する往療距離の計算は、柔道整復師の所在地を起点とせず、それぞれ先順位の患家の所在地を起点とするものであること。ただし、先順位の患家から次順位の患家へ行く途中で、その施術所を経由するときは、第2患家への往療距離は、その施術所からの距離で計算すること。 この場合、往療距離の計算は、最短距離となるように計算すること。 [留意事項 第3の3][算定基準 注5] <p>例：施術所から2戸に対して引き続き往療を行った場合</p>  <p>→ 実際の移動経路 → 往療料算定距離</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> 真に安静を必要とするやむを得ない理由により 患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合 (下肢の骨折(又は不全骨折)、股関節脱臼、 腰部捻挫等による歩行困難等) 	×	<ul style="list-style-type: none"> 単に患者の希望のみにより施術を行った場合 定期的若しくは計画的に患家に赴いて施術を行った場合
○	<ul style="list-style-type: none"> 真に安静を必要とするやむを得ない理由により 患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合 (下肢の骨折(又は不全骨折)、股関節脱臼、 腰部捻挫等による歩行困難等) 					
×	<ul style="list-style-type: none"> 単に患者の希望のみにより施術を行った場合 定期的若しくは計画的に患家に赴いて施術を行った場合 					

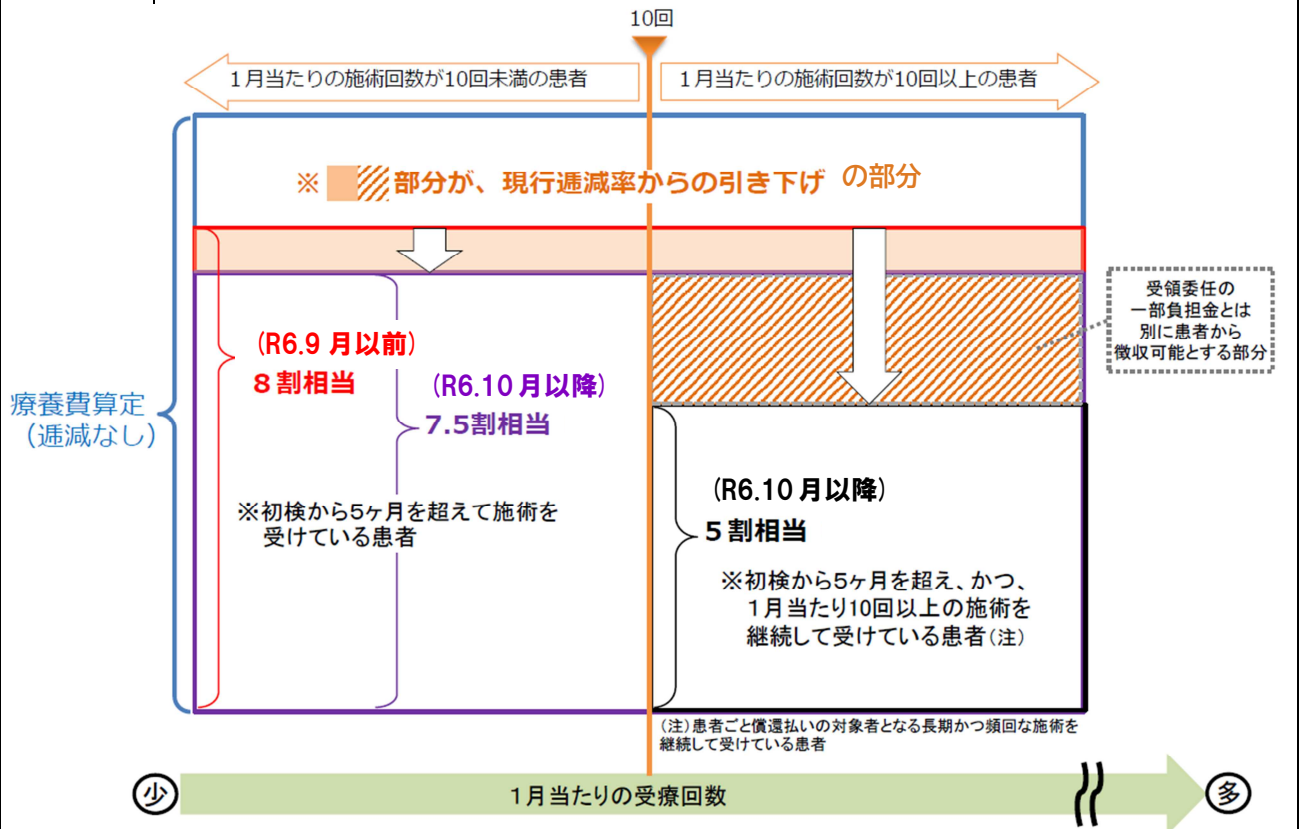
記載箇所	金額	算定要件、留意事項等
		<p>○距離による加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 往療の距離は、施術所と患家の直線距離により算定する。 [留意事項 第3の4] <p>※片道 16km を超える往療は、当該施術所からの往療を必要とする絶対的な理由がある場合に認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 絶対的な理由がない場合は、(往療料も含めて)療養費を支給できない。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>絶対的な理由とは</p> <ul style="list-style-type: none"> 「(問5) 保険医療機関の所在地と患家の所在地との距離が半径 16 キロメートルを超えた場合に医科点数表における「C000 往診料」若しくは「C001 在宅患者訪問診療料」又は歯科点数表における「C000 歯科訪問診療料」の算定が認められる絶対的理由とはどのようなものか。 <p>(答) 具体的には、①患家の所在地から半径 16 キロメートル以内に、患家の求める診療に専門的に対応できる保険医療機関が存在しない場合、②患者の求める診療に専門的に対応できる保険医療機関が存在していても当該保険医療機関が往診等を行っていない場合などが考えられる。なお、療養費における「往療料」についてもこれに準じた取扱いである。[疑義解釈資料の送付について(その7) 平成 19 年 4 月 20 日厚生労働省事務連絡]</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>絶対的な理由がない場合の取扱</p> <ul style="list-style-type: none"> 「…理由がない場合には片道 16 km を超える往療を受ける必要がないと判断されるものであり、そもそも行く必要のない場所での施術を保険給付の対象としないものである。…」 <p>[答弁書第 25 号 内閣参質 165 第 25 号 平成 18 年 12 月 1 日]</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>絶対的な理由の例</p> <ul style="list-style-type: none"> 「(問4)…例えば、重症児の在宅医学管理時や、訪問型病児保育中に必要となった場合の小児科の診療など、往診等に対応できる保険医療機関の確保が特に難しい専門的な診療を要する場合で、近隣に対応できる保険医療機関を患者が自ら見つけられず、往診等を依頼された保険医療機関側も、患者の近隣に対応できる保険医療機関を実態上知らない場合は、「16 キロメートルを超える往診等を必要とする絶対的な理由」に含まれるか。 <p>(答) ご指摘の事例は「絶対的な理由」に含まれる。 なお、患者が特定施設や高齢者向け住宅等(以下、「施設等」という。)</p> </div>

記載箇所	金額	算定要件、留意事項等						
	+その他の加算	<p data-bbox="544 297 1460 589">に居住する場合は、施設等が、予め、往診等を行う協力医療機関を得るよう努めるべきであり、単に患者や保険医療機関が往診等を行う他の保険医療機関を知らないことをもって絶対的な理由に該当するということとはできないことに留意が必要である。このような場合には、施設等又は往診等を行う保険医療機関が、施設等から16キロメートル以内の保険医療機関に個別に、又は、当該地域の医師会に、往診等を行う保険医療機関があるかを予め確認する必要がある。</p> <p data-bbox="858 600 1369 678">[疑義解釈資料の送付について（その14） 平成27年6月30日厚生労働省事務連絡]</p> <p data-bbox="504 730 711 763">○その他の加算</p> <ul data-bbox="512 775 1476 853" style="list-style-type: none"> ・夜間、難路又は暴風雨時若しくは暴風雪時の往療については、所定金額（加算金額を含む。）のそれぞれ100分の100に相当する金額を加算する。 <p data-bbox="539 864 746 898">[算定基準 注4]</p> <table border="1" data-bbox="555 902 1473 1122"> <tr> <td data-bbox="563 909 770 987">難路とは</td> <td data-bbox="770 909 1465 987">常識で判断されるもので、第三者に納得され得る程度のもの。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="563 992 770 1070">暴風雨雪とは</td> <td data-bbox="770 992 1465 1070">気象警報が発せられているものに限られ、気象警報の発せられない場合は原則として認められない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="563 1075 770 1122">夜間</td> <td data-bbox="770 1075 1465 1122">後療往療の場合は算定できない。</td> </tr> </table> <p data-bbox="1110 1126 1473 1160">[留意事項 第3の7・8・9]</p> <ul data-bbox="512 1171 1476 1290" style="list-style-type: none"> ・タクシー代金等の交通費実費は患者負担とする。 ・自転車、スクーター等の場合は、土地の慣例、当事者間の合意によるべきであるが、通例は交通費に該当しないこと。 [留意事項 第3の10] 	難路とは	常識で判断されるもので、第三者に納得され得る程度のもの。	暴風雨雪とは	気象警報が発せられているものに限られ、気象警報の発せられない場合は原則として認められない。	夜間	後療往療の場合は算定できない。
難路とは	常識で判断されるもので、第三者に納得され得る程度のもの。							
暴風雨雪とは	気象警報が発せられているものに限られ、気象警報の発せられない場合は原則として認められない。							
夜間	後療往療の場合は算定できない。							
⑨金属副子等加算	—	○打撲、捻挫の場合は算定しない。 [留意事項 第5の4(6)]						
⑩柔道整復運動後療料	—	○打撲、捻挫の場合は算定しない。 [留意事項 第5の4(7)]						
⑪施術情報提供料	—	○打撲、捻挫の場合は算定しない。 [留意事項 第5の4(8)]						

記載箇所	金額	算定要件、留意事項等																																													
⑫ 施療料 後療料	760 円 505 円	<p>○ 既に医療機関や他の施術所にかかったり、受傷後日数を経過した患者に対する施術について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現に施療を必要とする場合に限り施療料を算定する。 ・ 施療の必要がない場合は、後療料等により算定する。 <p style="text-align: right;">[留意事項 第1の8]</p> <p>○ 施術料は、次に掲げる部位を単位として算定する。</p> <p>(打撲の部分) 頭部、顔面部、頸部、胸部、背部(肩部を含む)、上腕部、肘部、前腕部、手根・中手部、指部、腰殿部、大腿部、膝部、下腿部、足根・中足部、趾部。 介達外力による筋、腱の断裂(いわゆる肉ばなれ。支給申請書に記載する負傷名は「挫傷」と記載して差し支えない)の胸部、背部、上腕部、前腕部、大腿部、下腿部</p> <p>(捻挫の部分) 頸部、肩関節、肘関節、手関節、中手指・指関節、腰部、股関節、膝関節、足関節、中足趾・趾関節</p> <p>○ 近接部位の算定方法については、(4)近接部位の算定可否を参照 [算定基準 打撲及び捻挫の部分の注2] [留意事項 第5の3]</p>																																													
⑬ 電療法料 冷電療法料 温電療法料 電療料	加算 85 円 75 円 33 円	<p>○ 後療において、強直緩解のために温電法を併施した場合、施術効果を高めるため電気光線器具を使用した場合、患部を冷やす冷電法を実施した場合に算定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 算定可能な日は下図のとおり。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>1 日目</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8~</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>骨折・不全骨折</td> <td colspan="7" style="background-color: #e0ffff;">冷電法 85 円</td> <td style="background-color: #ffccff;"></td> </tr> <tr> <td>脱臼</td> <td colspan="7" style="background-color: #e0ffff;"></td> <td style="background-color: #ffccff;">温電法 75 円*1</td> </tr> <tr> <td>打撲・捻挫</td> <td colspan="7" style="background-color: #e0ffff;">*初検時のみ*</td> <td style="background-color: #ffccff;">電療 33 円*2</td> </tr> <tr> <td>不全脱臼</td> <td colspan="7" style="background-color: #e0ffff;"></td> <td style="background-color: #ffccff;"></td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 温電法は、初検日は算定不可。 ただし、初検の日より後療のみを行う場合は算定可。</p> <p>*2 温電法と併せて電気光線器具を使用した場合に電療料の加算を算定できる。</p> <p style="text-align: right;">[留意事項 第5 4(2)]</p>		1 日目	2	3	4	5	6	7	8~	骨折・不全骨折	冷電法 85 円								脱臼								温電法 75 円*1	打撲・捻挫	*初検時のみ*							電療 33 円*2	不全脱臼								
	1 日目	2	3	4	5	6	7	8~																																							
骨折・不全骨折	冷電法 85 円																																														
脱臼								温電法 75 円*1																																							
打撲・捻挫	*初検時のみ*							電療 33 円*2																																							
不全脱臼																																															
⑭ 多部位 逡減・ 長期減額		<p>○ 算定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 後療料、温電療法料、冷電療法料、電療料が逡減・減額の対象となる。 ・ 1 円未満の端数は、部位ごとの算定の都度、小数点以下 1 桁目を四捨五入する。 <p>[算定基準 備考 3、4] [留意事項 第5の4 (3) オ、(4) イ]</p>																																													

記載箇所	金額	算定要件、留意事項等
		<p>○多部位逡減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 部位目は 60/100 ・ 4 部位目以降は 0/100 ・ 4 部位目以降に係る費用を、患者に自費で請求することはできない。 [算定基準 備考 3] [平成 22 年 6 月 30 日事務連絡「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について(その 1) (問 11)」] <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 逡減率に変更されるのは他の部位が治癒したことによる場合のみであり、3 部位以上の施術期間中、その日に 2 部位のみについて施術するような場合については逡減率は変更されないこと。 [留意事項 第 5 の 4(3)ウ] <p>注意！</p> <p>申請書の 4 部位目の欄が 60/100 となっているのは、1～3 部位目が治癒した場合の繰り上がり算定時に使用するため。 例えば、「治癒していないが、1 部位目を治療しない」日は、3 部位目は 60/100、4 部位目は 0/100 のまま算定する。</p> </div> <p>○長期施術に係る減額等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 打撲・捻挫・脱臼で、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 初検日を含む月から起算して、5 か月を超える月における施術は 75/100 に相当する額により算定。 ・ 初検日を含む月以降の連続する 5 か月以上の期間において 1 月につき 10 回以上の施術は 50/100 により算定。 ・ この場合において、所定料金の 50/100 に相当する額と、所定料金の 75/100 に相当する額との差額の範囲内に限り、所定料金の 50/100 に相当する額により算定した額を超える金額の支払いを患者から受けることができる。 [算定基準 備考 4] <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>5 か月を超えて、とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「初検日を含む月（ただし、初検の日が月の 16 日以降の場合にあっては、当該月の翌月）から起算して 5 か月を超える月における施術…100 分の 75 に相当する額により算定する。」 ・ 「初検日を含む月（ただし、初検の日が月の 16 日以降の場合にあっては、当該月の翌月）以降の連続する 5 か月以上の期間において 1 月につき 10 回以上の施術…100 分の 50 に相当する額により算定する。」 [算定基準 備考 4] <p><例>1 月 1 日～15 日が初検日なら、6 月から 50/100 又は 75/100 に減算し、1 月 16 日～31 日なら、7 月から 50/100 又は 75/100 に減算する。</p> </div>

参考 長期・頻回受療の適正化に係る療養費の逓減のイメージ



- ・打撲・捻挫で初検の日から3月を超えて施術する場合は、長期施術継続理由書や摘要欄に、負傷部位・症状・施術の継続が必要な理由を記載する(施術頻度が高い(月10~15回以上)場合は、負傷部位毎に症状・継続理由を記載する)。

[留意事項 第5の3(1)]

[柔道整復師の施術の療養費の適正化への取り組みについて

(平成24年3月12日付保医発0312第1号他)]

3月を超えて、とは

- ・「初検の日から3ヶ月間」

<例>長期施術継続理由について: 3月10日が初検日なら、6月10日からは理由を記載。

<例>長期頻回施術継続理由について: 3月10日が初検日なら、6月10日~30日に10~15回以上の施術が行われれば、理由を記載。

[平成25年6月11日事務連絡「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について(その2)(問1)]]

記載箇所	金額	算定要件、留意事項等
		<p>例外！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期継続時に、長期減額する代わりに、1,200円＋自費で算定する方法もある。この場合、部位数に関係なく定額1,200円を算定する。 ・この方法で請求できる施術所は、受領委任番号の末尾1桁が－1になる（通常は－0）。 <p style="text-align: right;">[留意事項 第5の4(5)]</p>
⑮明細書発行体制加算	10円 ※月1回	<p>○明細書を有償で交付する施術所である旨をあらかじめ地方厚生（支）局長に届け出た施術所以外の施術所において、以下の条件を満たした場合に算定できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明細書を無償で交付する旨を施術所内に掲示する。 ・一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で患者に交付する。 <p>○同月内においては1回のみ算定可。</p> <p>○ある月に複数月分の明細書を1ヶ月単位で交付した場合も、同月内においては月1回の算定に限る。</p> <p>○再発行した明細書について2回目の明細書発行体制加算を支給申請することはできない。</p> <p>○一部の患者に限り明細書発行体制加算を算定しないこととする取扱いは認められない。</p> <p>○届出のあった施術所は厚生労働省のHPに掲載される。</p> <p>[留意事項 第5の4(9)] [令和6年5月31日事務連絡「柔道整復術療養費に係る疑義解釈資料の送付について（その2）（問1-1）（問1-2）」]</p>
⑯摘要欄		<p>○長期施術継続の理由、保険種別の変更等を記載する。</p>
⑰受取代理人欄		<p>○原則、患者がサインする。郵便番号と電話番号の記入を求める。患者が記入できない場合は、柔道整復師が代筆して患者からぼ印を受ける。</p> <p>・「…患者の自筆により被保険者の住所、氏名、委任年月日の記入を受けること。利き手を負傷しているなど患者が記入することができないやむを得ない理由がある場合には、柔道整復師が自筆により代理記入し患者からぼ印を受けること。」 [協定別紙・取扱規定26(4)]</p> <p>・「…被保険者等が郵便番号及び電話番号を記入する義務はないが、柔道整復師が、被保険者等に対し、その郵便番号及び電話番号の記入を求めることは、受領委任払いのために必要であり、これらの記入を求めなかった場合は、受領委任払いを中止することがある。…」 [答弁書第12号 内閣参質184第12号 平成25年8月13日]</p>

(3) 支給申請書の記載箇所別の算定要件等（骨折・脱臼）

※ ①～⑧、⑬～⑮、⑰は、前記(2)打撲・捻挫に同じ。

※ 骨折(不全骨折)・脱臼に係る追加項目のみ下記に追記する。

記載箇所	金額	算定要件、留意事項等
⑨ 金属副子等加算	1,000 円	<p>○金属副子、合成樹脂副子又は副木・厚紙副子を必要とし、これを使用した場合に加算する。 [算定基準 備考6]</p> <p>○交換が必要となった場合は2回まで加算できる。使用又は交換した日を支給申請書の「摘要」欄及び施術録に記載する。 [留意事項 第5の4(6)]</p>
⑩ 柔道整復運動後療料	320 円 ※1日につき	<p>○施術を行った後、運動機能の回復を目的とした各種運動を行った場合に算定できる。 [算定基準 備考7]</p> <p>○負傷の日から15日間を除き、1週間に1回程度、1ヶ月(暦月)に5回を限度として算定できる。</p> <p>○当該負傷の日が月の15日以前の場合及び前月から施術を継続している者で、当該月の16日以降に後療が行われない場合には、当該月については2回を限度に算定できる。</p> <p>○当該負傷の日が月の16日以降の場合には、当該月については算定は認められない。</p> <p>○いわゆるストレッチングについては認められない。</p> <p>○算定日を支給申請書の「摘要」欄及び施術録に記載する。 [留意事項 第5の4(7)]</p>
⑪ 施術情報提供料	1,000 円	<p>○算定できない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レントゲン撮影目的で保険医療機関に紹介した。 ・紹介先で骨折等でないと診断された。(やむを得ない場合を除く。) <p>○算定できる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次のすべての要件を満たせば算定できる。 <p>(患者に骨折・不全骨折・脱臼の応急施術をした。 保険医療機関での診察が必要と認められる場合。 紹介に基づき、実際に患者が保険医療機関を受診した。 紹介状の年月日＝初検日である。 紹介先の保険医療機関には、事前に連絡調整した。 施術情報提供紹介書を交付し、写しを施術録と支給申請書に添付した。)</p> <p>[留意事項 第5の4(8)]</p>

記載箇所	金額	算定要件、留意事項等																																						
⑫ 整復料 固定料 後療料	右表参照	<p>○医師が整復又は固定を行っている場合は、整復料又は固定料を算定できない。後療料等により算定する。 [留意事項 第1の4]</p> <p>○既に医療機関や他の施術所にかかったり、受傷後日数を経過した患者に対する施術について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現に整復又は固定を必要とする場合に限り、整復料又は固定料を算定する。 ・整復又は固定の必要がない場合は、後療料等により算定する。 [留意事項 第1の8] <p>○近接部位の算定方法については、(4)近接部位(同時に算定できない部位、負傷について)を参照。</p> <p>○施術料は、次に掲げる部位を単位として算定する。</p> <table border="1" data-bbox="526 840 1452 1232"> <thead> <tr> <th>骨 折</th> <th>整 復 料</th> <th>後 療 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 鎖骨</td> <td>5,500 円</td> <td rowspan="8">} 850 円</td> </tr> <tr> <td>2. 肋骨</td> <td>5,500 円</td> </tr> <tr> <td>3. 上腕骨</td> <td>11,800 円</td> </tr> <tr> <td>4. 前腕骨</td> <td>11,800 円</td> </tr> <tr> <td>5. 大腿骨</td> <td>11,800 円</td> </tr> <tr> <td>6. 下腿骨</td> <td>11,800 円</td> </tr> <tr> <td>7. 手根骨、足根骨</td> <td>5,500 円</td> </tr> <tr> <td>8. 中手骨、中足骨、指(手・足)骨</td> <td>5,500 円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・関節骨折又は脱臼骨折は、骨折の部に準ずる。 ・医師により後療を依頼された場合で、拘縮が2関節以上に及ぶ場合の後療料は1,090円とする。 ・膝蓋骨骨折の後療については、特に医師から依頼があった場合に限り算定できる。この場合の料金は初検料と骨折の後療料等により算定することとし、支給申請書の「摘要」欄に後療を依頼した医師又は医療機関名を付記する。 ・頭蓋骨、脊椎、胸骨、その他の単純ならざる骨折については原則として算定できないが、特に医師から後療を依頼された場合に限り算定できる。 <table border="1" data-bbox="526 1496 1452 1888"> <thead> <tr> <th>不 全 骨 折</th> <th>固 定 料</th> <th>後 療 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 鎖骨、胸骨、肋骨</td> <td>4,100 円</td> <td rowspan="7">} 720 円</td> </tr> <tr> <td>2. 骨盤</td> <td>9,500 円</td> </tr> <tr> <td>3. 上腕骨、前腕骨</td> <td>7,300 円</td> </tr> <tr> <td>4. 大腿骨</td> <td>9,500 円</td> </tr> <tr> <td>5. 下腿骨</td> <td>7,300 円</td> </tr> <tr> <td>6. 膝蓋骨</td> <td>7,300 円</td> </tr> <tr> <td>7. 手根骨、足根骨、中手骨、中足骨、指(手・足)骨</td> <td>3,900 円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・医師により後療を依頼された場合で、拘縮が2関節以上に及ぶ場合の後療料は960円とする。 ・頭蓋骨、脊椎、胸骨、その他の単純ならざる不全骨折については原則として算定できないが、特に医師から後療を依頼された場合に限り算定できる。 	骨 折	整 復 料	後 療 料	1. 鎖骨	5,500 円	} 850 円	2. 肋骨	5,500 円	3. 上腕骨	11,800 円	4. 前腕骨	11,800 円	5. 大腿骨	11,800 円	6. 下腿骨	11,800 円	7. 手根骨、足根骨	5,500 円	8. 中手骨、中足骨、指(手・足)骨	5,500 円	不 全 骨 折	固 定 料	後 療 料	1. 鎖骨、胸骨、肋骨	4,100 円	} 720 円	2. 骨盤	9,500 円	3. 上腕骨、前腕骨	7,300 円	4. 大腿骨	9,500 円	5. 下腿骨	7,300 円	6. 膝蓋骨	7,300 円	7. 手根骨、足根骨、中手骨、中足骨、指(手・足)骨	3,900 円
骨 折	整 復 料	後 療 料																																						
1. 鎖骨	5,500 円	} 850 円																																						
2. 肋骨	5,500 円																																							
3. 上腕骨	11,800 円																																							
4. 前腕骨	11,800 円																																							
5. 大腿骨	11,800 円																																							
6. 下腿骨	11,800 円																																							
7. 手根骨、足根骨	5,500 円																																							
8. 中手骨、中足骨、指(手・足)骨	5,500 円																																							
不 全 骨 折	固 定 料	後 療 料																																						
1. 鎖骨、胸骨、肋骨	4,100 円	} 720 円																																						
2. 骨盤	9,500 円																																							
3. 上腕骨、前腕骨	7,300 円																																							
4. 大腿骨	9,500 円																																							
5. 下腿骨	7,300 円																																							
6. 膝蓋骨	7,300 円																																							
7. 手根骨、足根骨、中手骨、中足骨、指(手・足)骨	3,900 円																																							

記載箇所	金額	算定要件、留意事項等																				
	右表参照	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="505 322 1010 367">脱 臼</th> <th data-bbox="1013 322 1230 367">整 復 料</th> <th colspan="2" data-bbox="1233 322 1433 367">後 療 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="505 371 1010 416">1. 顎関節</td> <td data-bbox="1013 371 1230 416">2,600 円</td> <td colspan="2" data-bbox="1233 371 1433 416" rowspan="6">} 720 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="505 421 1010 465">2. 肩関節</td> <td data-bbox="1013 421 1230 465">8,200 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="505 470 1010 515">3. 肘関節</td> <td data-bbox="1013 470 1230 515">3,900 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="505 519 1010 564">4. 股関節</td> <td data-bbox="1013 519 1230 564">9,300 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="505 568 1010 613">5. 膝関節</td> <td data-bbox="1013 568 1230 613">3,900 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="505 618 1010 663">6. 手関節、足関節、指(手・足)関節</td> <td data-bbox="1013 618 1230 663">3,900 円</td> </tr> </tbody> </table>			脱 臼	整 復 料	後 療 料		1. 顎関節	2,600 円	} 720 円		2. 肩関節	8,200 円	3. 肘関節	3,900 円	4. 股関節	9,300 円	5. 膝関節	3,900 円	6. 手関節、足関節、指(手・足)関節	3,900 円
脱 臼	整 復 料	後 療 料																				
1. 顎関節	2,600 円	} 720 円																				
2. 肩関節	8,200 円																					
3. 肘関節	3,900 円																					
4. 股関節	9,300 円																					
5. 膝関節	3,900 円																					
6. 手関節、足関節、指(手・足)関節	3,900 円																					
⑩摘要欄		<p>○医師から同意を得た場合には同意書を添付するか、(医師から同意を得た旨が施術録に記載してあることが認められる場合は、)支給申請書の摘要欄に同意年月日・医療機関名・医師氏名(確認できない場合は医師氏名が未記入でも可)を付記する。</p> <p>・「医師の同意を得た場合のほか、脱臼又は骨折の患部に施術をしてはならない。ただし、応急手当をする場合は、この限りでない。」 [柔道整復師法第17条]</p> <p>・「また、応急手当をする場合はこの限りではないが、応急手当後の施術は医師の同意が必要であること。」 [留意事項第1の2]</p> <p>・「医師の同意は患者を診察した上で書面又は口頭により与えられることを要すること。…。また、施術につき同意を求める医師は、必ずしも整形外科、外科等を標榜する医師に限らないものであること。」 [留意事項第1の3]</p> <p>・「(問6)脱臼又は骨折に対する施術に係る医師の同意を得た旨については、施術録だけでなく申請書にも記載する(同意年月日、同意した医師の氏名)こととなったところ。医師の同意を受ける際、患者が医師の氏名の確認をせず、治療を受ける場合等があるが、そういった場合、支給申請書に医師の氏名まで記載する必要があるか。 (答)医師の氏名までの記載を原則とする。しかし、総合病院等の医師から同意を得た場合等で、後に確認するも医師の氏名の確認が困難な場合には、同意年月日、医療機関名及び患者より聴取の旨等の記載でも差し支えない。」 [柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について(その1) 平成22年6月30日事務連絡]</p>																				

支給申請書

(様式第5号)

① 柔道整復施術療養費支給申請書

令和 年 月 分

都道府県番号		施術機関コード	
保険者番号			
記号・番号			
公費負担者番号①	公費負担医療の受給者番号①	1.協	2.組
公費負担者番号②	公費負担医療の受給者番号②	3.共	4.国
被保険者 氏名		単併区分	1.単独
世帯主・組合員の受給者 住所		2.2併	2.本人
氏名		3.3併	4.六歳
住所		4.国	5.退
		6.後期	6.家族
		8.高一	給付割合
		0.高7	10・9
			8・7
療養を受けた者の氏名		生年月日	
1男		1明 2大 3昭 4平 5令	
2女		年月日	
② 負傷名		負傷年月日	初検年月日
(1)			
(2)			
(3)			
(4)			
(5)			
経過		請求区分	新規・継続
施術日 ④ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31			
初検料 ⑤ 円		初検時相談支援料 ⑥ 円	往療料 ⑧ km 回 円
加算(休日・深夜・時間外) 円		再検料 ⑦ 円	加算(夜間・難路・暴風雨雪) 円
金属副子等加算 ⑨ 回 円		柔道整復運動後療料 ⑩ 回 円	施術情報提供料 ⑪ 円
明細書発行体制加算 ⑮ 円		計 円	
整復料・固定料・施療料 (1) 円 (2) 円 (3) 円 (4) 円 (5) 円		計 円	
部位	減減月	減減開始日	後療料 ⑫ 円 回
(1)	100	—	
(2)	100	—	
(3)	60	—	
(4)	100	—	
(4)	60	—	
(4)	100	—	
冷電法料 ⑬ 円 回		温電法料 円 回	電療料 円 回
計 円		多部位 計 円	長期 回数 計 円
摘要 ⑯		合計 円	
		一部負担金 円	
		請求金額 円	
金属副子等加算日		1回目 日	2回目 日
明細書発行体制加算日		3回目 日	柔道整復運動後療料加算日 日 日 日 日
支払区分		預金の種類	金融機関
1:振込		1:普通	銀行
2:銀行送金		2:当座	金庫
3:当地払		3:通知	本店
4:別段		4:別段	支店
			本・支所
口座番号		登録記号番号	
上記のとおり施術したことを証明します。		上記請求に基づく給付金の受領方を左記の者に委任します。	
令和 年 月 日		令和 年 月 日	
所在地〒		住所(上記住所欄と同じ)	
施術所名称		被保険者	
電話		世帯主	
フリガナ		組合員	
柔道整復師氏名		受給者 氏名 ⑰	
		この欄は、患者が記入してください。ただし、患者が記入する事ができない場合には、代理記入の上、ぼ印してください。	

備考 この用紙は、A列4番とすること。

(※は保険者使用欄)

(4) 近接部位（同時には算定できない部位・負傷について）

※(2)打撲・捻挫 及び (3)骨折・脱臼 のうち、近接部位について別記する。

○指、趾

- ・骨折、脱臼は1指、1趾を単位として算定する。同時に生じた不全骨折、打撲、捻挫に対する施術料は、骨折、脱臼のみにより算定する。
- ・不全骨折、打撲、捻挫は1手、1足を単位として算定する。

[留意事項 第5の1(2)、2(1)、3(2)、4(1)エ]

○顎関節の脱臼、捻挫

- ・左右各1部位として算定して差し支えない。同時に生じた同側の顔面部打撲に対する施術は、脱臼、捻挫のみにより算定する。 [留意事項 第5の2(3)、4(1)ウ]

○頸部、腰部、肩関節捻挫 と 背部(肩部、肩甲部を含む)打撲、挫傷

- ・頸部、腰部、肩関節のうちいずれか2部位の捻挫と同時に生じた背部打撲(肩部を含む。)、挫傷に対する施術料は、捻挫のみにより算定する。

[留意事項 第5の4(1)ア]

○左右の肩関節捻挫（どちらか1側の場合を除く）

- ・同時に生じた頸部捻挫、背部打撲に対する施術料は、左右の肩関節捻挫のみにより算定する。 [留意事項 第5の4(1)イ]

○体幹部等の打撲の場合

- ・顔面部、胸部、背部(肩部を含む)、殿部は、左右合わせて1部位として算定する。 [留意事項 第5の3(3)]

○肋骨骨折

- ・左右側それぞれを1部位として算定する。 [留意事項 第5の1(1)]

○関節近接部位の骨折、不全骨折

- ・同時に生じた当該関節及び骨折の部位に最も近い関節の捻挫に対する施術料は、骨折、不全骨折のみにより算定する。 [留意事項 第5の1(3)、4(1)オ]

○関節近接部位の打撲、挫傷 と 関節捻挫

- ・関節捻挫と同時に生じた当該関節近接部位の打撲、挫傷に対する施術料は、捻挫のみにより算定する。この場合の近接部位とは以下のとおり。

次の場合を除き、捻挫の部位から上下2関節までの範囲のもの

- ・手関節捻挫と前腕部打撲又は挫傷(上部に限る。)
- ・肘関節捻挫と前腕部打撲又は挫傷(下部に限る。)
- ・肘関節捻挫と上腕部打撲又は挫傷(上部に限る。)
- ・肩関節捻挫と上腕部打撲又は挫傷(下部に限る。)
- ・足関節捻挫と下腿部打撲又は挫傷(上部に限る。)
- ・膝関節捻挫と下腿部打撲又は挫傷(下部に限る。)
- ・膝関節捻挫と大腿部打撲又は挫傷(上部に限る。)
- ・股関節捻挫と大腿部打撲又は挫傷(下部に限る。)

(注) 上部、下部とは、部位を概ね上部、幹部、下部に三等分した場合のものであること。なお、当該負傷の施術継続中に発生した同一部位又は近接部位の負傷に係る施術料は、当該負傷と同時に生じた負傷の場合と同様の取扱いとすること。

[留意事項 第5の4(1)オ]

○ 近接部位の算定例

① 算定できない近接部位・算定可能な部位の負傷例(骨折・不全骨折の場合)

骨折・不全骨折の種類	算定できない近接部位の負傷例	算定可能な部位の負傷例
鎖骨骨折	肩部の打撲、肩関節捻挫	頸部捻挫 上腕部打撲又は挫傷
肋骨骨折	同側の1～12肋骨の骨折 同側の胸部打撲又は挫傷 同側の背部打撲又は挫傷	左右の肋骨骨折 左右反対側の胸部・背部打撲又は挫傷
上腕骨骨折(上部)	肩部打撲、肩関節捻挫	肘部打撲・肘関節捻挫
上腕骨骨折(下部)	肘部打撲、肘関節捻挫	肩関節捻挫・肩部打撲
前腕骨骨折(上部)	肘部打撲、肘関節捻挫	手関節捻挫・手部打撲
前腕骨骨折(下部)	手関節捻挫、手根・中手部打撲	肘関節捻挫・肘部打撲
手根骨骨折	手関節捻挫、中手部打撲 中手指関節捻挫	前腕部打撲又は挫傷 指関節捻挫・指部打撲
中手骨骨折	中手骨1～5個々の骨折 手関節捻挫、手根部打撲、中手指関節捻挫、指部打撲、指関節捻挫	前腕部打撲又は挫傷
指骨骨折	手根・中手部打撲、中手指関節捻挫 指部打撲、指関節捻挫	1指単位の算定、手関節捻挫
大腿骨骨折(上部)	殿部打撲、股関節捻挫	膝部打撲、膝関節捻挫 腰部打撲・捻挫
大腿骨骨折(下部)	膝部打撲、膝関節捻挫	腰殿部打撲、股関節捻挫 下腿部打撲又は挫傷
下腿骨骨折(上部)	膝部打撲、膝関節捻挫	大腿部打撲又は挫傷、足関節捻挫
下腿骨骨折(下部)	足根部打撲、足関節捻挫	膝部打撲、膝関節捻挫 中足部打撲
足根骨骨折	足関節捻挫、中足部打撲 中足趾関節捻挫	下腿部打撲又は挫傷 趾関節捻挫、趾部打撲
中足骨骨折	中足骨1～5個々の骨折 足関節捻挫、足根部打撲 中足趾・趾関節捻挫、趾部打撲	下腿部打撲又は挫傷
趾骨骨折	足根・中足部打撲、中足趾関節捻挫 趾部打撲、趾関節捻挫	一趾単位で算定、足関節捻挫

② 算定できない近接部位・算定可能な部位の負傷例(脱臼・打撲・捻挫・挫傷の場合)

脱臼・打撲・捻挫・挫傷の種類	算定できない近接部位の負傷例	算定可能な部位の負傷例
頸部捻挫	肩峰より内側の肩部打撲	一側の肩関節脱臼・捻挫 背部打撲又は挫傷（下部）
肩関節脱臼・捻挫	上腕上部又は幹部の打撲又は挫傷	上腕下部の打撲又は挫傷 背部打撲又は挫傷（下部） 頸部捻挫（ただし肩関節一側の場合）
肘関節脱臼・捻挫	上腕下部又は幹部の打撲又は挫傷 前腕上部又は幹部の打撲又は挫傷	上腕上部の打撲又は挫傷 前腕下部の打撲又は挫傷
手関節脱臼・捻挫	前腕下部又は幹部の打撲又は挫傷 手根・中手部打撲	前腕上部の打撲又は挫傷 中手指・指関節捻挫 指部打撲
中手指・指関節脱臼	手根・中手部打撲	1指単位で算定
中手指捻挫	指部打撲	
指関節捻挫	指関節捻挫	手関節捻挫 (打撲・捻挫は1手単位で算定) (脱臼は1指単位で算定)
背部打撲又は挫傷	同側の胸部打撲又は挫傷	胸部打撲又は挫傷（同側を除く） 一側の肩関節捻挫
腰部捻挫		背部の打撲又は挫傷（上部） 股関節捻挫、殿部打撲（下部）
腰部打撲	殿部打撲	背部の打撲又は挫傷（上部） 股関節捻挫
股関節脱臼・捻挫	大腿上部又は幹部の打撲又は挫傷 同側の殿部打撲	大腿下部の打撲又は挫傷 腰部打撲・捻挫
膝関節脱臼・捻挫	大腿下部又は幹部の打撲又は挫傷 下腿上部又は幹部の打撲又は挫傷	大腿上部の打撲又は挫傷 下腿下部の打撲又は挫傷
足関節脱臼・捻挫	下腿下部又は幹部の打撲又は挫傷 足根・中足部打撲	下腿上部の打撲又は挫傷 中足趾・趾関節脱臼・捻挫 趾部打撲
中足趾・趾関節脱臼	足根・中足部打撲 趾部打撲	脱臼は1趾単位で算定 (打撲・捻挫は1足単位で算定)
中足趾・趾関節捻挫	趾関節捻挫	

[留意事項 第5の3(2)、4(1)カ]

◆ 3 受領委任制度

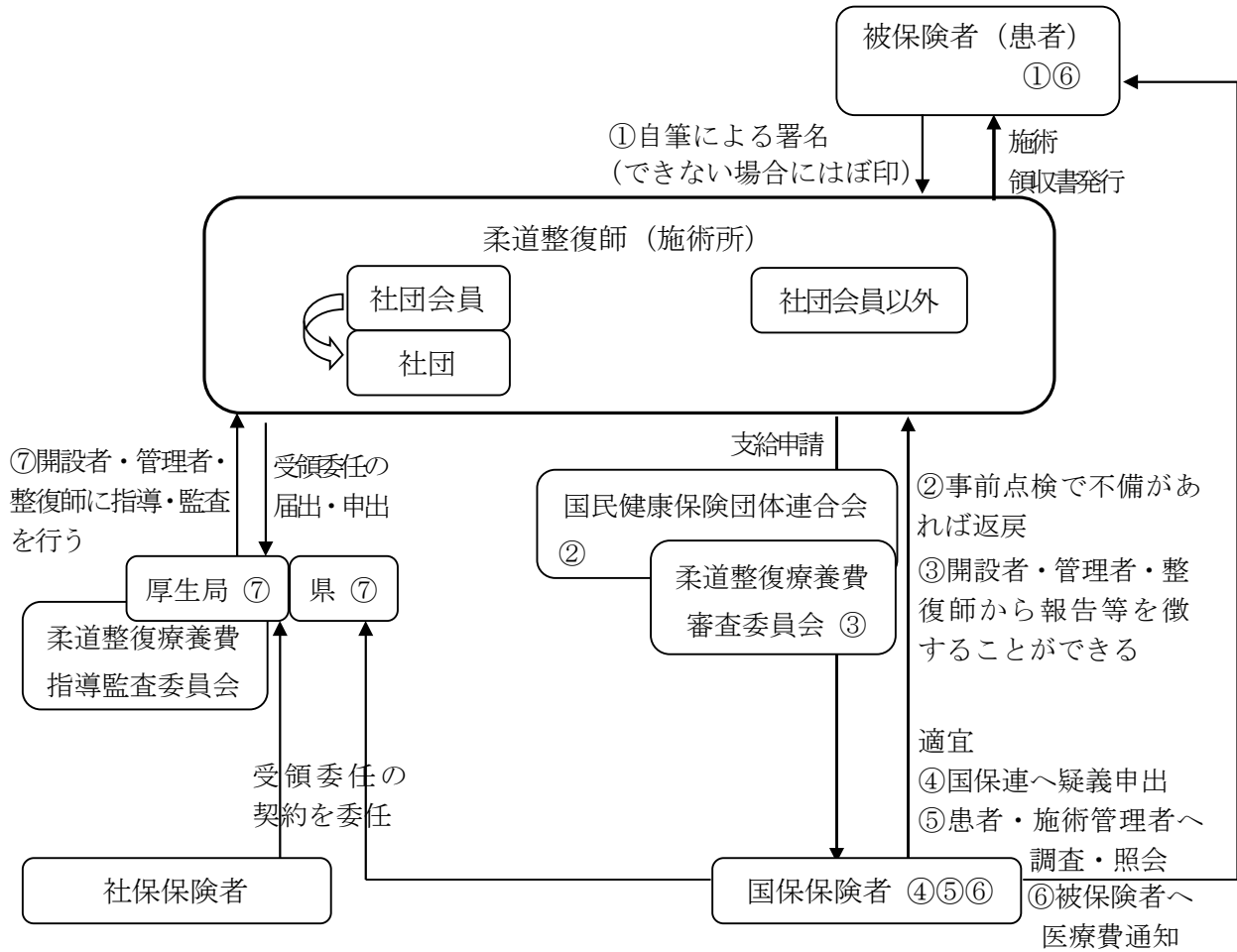
① 受領委任制度の趣旨

受領委任は、施術者と地方厚生（支）局長及び都道府県知事が受領委任の契約を締結することによる、患者の施術料支払いや療養費請求手続きに係る負担の軽減、保険者等への療養費請求手続の明確化や、必要に応じて地方厚生（支）局及び都道府県から施術者や開設者に対して指導監督が行われることによる療養費の不正又は不当な請求への対応を目的とするものである。

② 受領委任制度の概要

	請求方法	施術所での患者負担	地方厚生局等の指導・監査	療養費の請求者	施術所・施術管理者の登録
受領委任		一部負担金相当額	あり	施術所 (施術管理者)	あり
償還払い		全額	なし	患者	なし
代理受領		一部負担金相当額	なし	施術所 (施術者)	なし

③ 受領委任制度仕組み図



項目	要件
④ 患者ごとの償還払いへの変更	<p>施術の必要性を個々に確認する必要があると合理的に認められる患者について、保険者等が受領委任の取扱いを中止し、当該患者に対する施術を償還払いに変更出来る。</p> <p>〈償還払いへの変更の対象となる事例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自己施術（柔道整復師による自身に対する施術）に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者 ② 自家施術（柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術）を繰り返し受けている患者 ③ 保険者等が、患者照会（取扱規程 35）を適切な時期に患者に分かりやすい照会内容で繰り返し行っても、回答しない患者 ④ 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者 ⑤ 長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者（算定基準の備考 4.ただし書に規定する場合に該当する患者） <p>当該患者及び当該患者に施術を行っている施術所の施術管理者に対して、保険者等が償還払い変更通知を送付し、償還払い変更通知が当該患者に到着した月の翌月以降に行われる施術については、受領委任の取扱いを中止し、償還払いに変更する。</p> <p>※必要な手続きは通知を参照</p> <p style="text-align: right;">[協定別紙] [取扱規程] 第 9 章</p>

◆ 4 支給申請書の二次点検

柔道整復療養費の支給申請書は、国保連合会において一次点検及び審査が行われた上で保険者に送付されるが、**一次点検及び審査は単月ごとの支給申請書を点検・審査するものであることから、適正な支払を確保するためには保険者における縦覧点検や保険医療機関のレセプトとの突合点検等が重要である。**

さらに、療養費が「保険者がやむを得ないと認めるときに支給することができる」とされていることから、審査や点検で疑義が生じた場合には、**保険者が必要に応じ患者や施術所への照会を行った上で、個別の事案に即して支給の可否について判断を行うことになる。**

〈点検の視点〉

点検項目	点検内容
①施術年月、療養を受けた者の氏名、被保険者資格など	<p>【単月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○氏名・番号に誤りはないか。 ○施術日に被保険者資格があるか。 <p>【横覧】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○同一患者の同一月について重複申請されていないか。 (例：同一内容の申請を、第三者行為と健康保険とで月遅れで二重請求)
②施術の内容欄	<p>【単月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○計算誤りはないか。 ○基準や留意事項のとおり算定しているか。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・打撲、捻挫で施術情報提供料、金属副子等加算を算定していないか。 ・冷罨法料、温罨法料、電療料が算定できる期間か。 ・部位別、月別の計算処理は正しいか。 ・多部位の場合の逡減が適用されているか。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ○往療料の算定は適切か。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・往療が必要な場合であるか (同一患者のレセプトの在宅関係診療報酬算定の有無も参考になる。) ・距離は妥当か。 ・引き続き往療する場合、患家を起点としているか。 </div> <p>【縦覧】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○初検料の算定は適切か。(「柔整適正化対策参考リスト」参照) ○長期施術の場合の逡減が適用されているか。 ○打撲、捻挫の施術が初検の日から3月を超えて継続する場合は、負傷部位・症状・継続する理由が記載されているか。さらに、施術頻度が高い(月10～15回以上)場合は、負傷部位毎に症状・継続理由が記載されているか。

	<p>○新たな負傷名で「施術開始」「中止」を繰り返していないか。 ⇒必要に応じてレセプトとの突合や患者への照会を行い、実情を把握する。</p> <p>【レセプトと突合】</p> <p>○保険医療機関で同じ負傷の治療中ではないか。（「柔整適正化対策参考リスト」参照）</p> <p>○入院中の施術ではないか。（※「柔整適正化対策参考リスト」参照）</p> <p>○内科的原因による疾患の疑いはないか。</p> <p>《骨折、不全骨折、脱臼の場合は、以下についても点検》</p> <p>【レセプトと突合】</p> <p>○医師の同意を得ているか。</p> <p>〔 ・ 同意を得た医療機関（医師）を受診しているか。 ・ 医療機関受診日は施術日以前か。（応急手当の場合を除く） 〕</p>
③受取代理人の欄	<p>《患者の筆跡に不審な点はないか》</p> <p>【縦覧】</p> <p>○毎月違う筆跡ではないか。</p> <p>【同一施術所の異なる患者の突合】</p> <p>○多数が同じ筆跡ではないか。</p>

※「柔整適正化対策参考リスト」が国保連合会から提供されるので、参考にする。

抽出項目	抽出条件
連月初検	同一施術所で連月で初検料が算定されている場合に抽出
頻回施術	同一施術所で月 15 回以上施術がある場合に抽出
多部位施術	月に 3 部位以上の施術が行われた場合に抽出
長期間施術	同一施術所で 3 ヶ月を超えて施術が行われている場合に抽出

◆ 5 被保険者等への周知

[「柔道整復師の施術の療養費の適正化への取組について」(抜粋)
(平成 24 年 3 月 12 日付け保医発 0312 第 1 号他)]

1. 被保険者等に対する柔整療養費の医療費通知の実施の徹底
柔整療養費の適正な制度運営に資するため、被保険者等に健康及び柔整療養費制度に対する意識を深めさせることを目的として、柔整療養費についても被保険者等に対する医療費通知の送付等を積極的に実施されたいこと。
3. 保険適用外の施術についての被保険者等への周知徹底
被保険者等に対し、柔整療養費に対しての正しい知識を普及させるため、柔整療養費の支給対象となる負傷等について、パンフレットの配布等周知を図られたいこと。

◆ 6 患者等調査

[「柔道整復師の施術の療養費の適正化への取組について」(抜粋)
(平成 24 年 3 月 12 日付け保医発 0312 第 1 号他)]

2. 多部位、長期又は頻度が高い施術を受けた被保険者等への調査
調査に当たって、多部位、長期又は頻度が高いとする具体的基準は設けていないが、例えば、3 部位以上負傷の申請書、3 ヶ月を超える長期継続(4 ヶ月目以降)の申請書又は施術回数が頻回傾向(1 月当たり 10~15 回以上が継続する傾向がある場合)の申請書に対して、文書照会や聞き取り等を実施するなど、施術の状況等を確認し支給の適正化に努められたいこと。
なお、被保険者等に対し、文書照会等を実施する場合は、別添 2 を参考とされたいこと。

(1) 調査手法の参考資料

「患者調査の手法(参考例)」(p. 28~30)

…厚生労働省が上記通知において、保険者が患者調査及び調査後の患者に対する説明・啓発等に活用できるよう、手法の一例として示したもの。

(2) 患者調査対象者の参考資料

「柔整適正化対策参考リスト」(国保連合会から提供)

…次の項目に該当する申請が抽出されるため、保険者は、実施体制や申請書状況により調査対象者を決定する。

抽出項目	抽出条件
頻回施術	同一施術所で月 15 回以上施術がある場合に抽出
多部位施術	月に 3 部位以上の施術が行われた場合に抽出
長期間施術	同一施術所で 3 ヶ月を超えて施術が行われている場合に抽出

(3) 患者調査関連事項

項目	要件
①領収証の交付	<ul style="list-style-type: none"> ○無償で交付しなければならない。 ○窓口で一部負担金を受け取るごとに発行するのが原則。 ○患者の求めに応じて、1 ヶ月単位等まとめて発行することも差し支えない。(施術日ごとの一部負担金がかかるようにすることが望ましい。) ○領収証は、保険分合計(10 割の額)、一部負担金額、保険外金額の内訳がわかるものとする。
②明細書の交付	<p>【無償で交付しなければならない施術所】</p> <p>(1) 明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置している施術所では無償交付しなければならない。</p> <p>※(1)に該当しない施術所は、明細書を有償で交付する施術所である旨をあらかじめ地方厚生(支)局長に届け出なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一部負担金の費用の算定の基礎となった項目ごと記載する。(療養費の算定項目がわかるもの) ○患者から一部負担金等の費用の支払いを受けるごとに交付するのが原則。 ○患者の求めに応じて1 ヶ月単位でまとめて交付することも差し支えない。(施術日ごとの明細が記載されている明細書(施術日ごとの療養費の算定項目がわかるもの)) ○以下の場合も明細書が発行されたものとして取扱う。 <ul style="list-style-type: none"> ・療養費の支給申請書の様式を活用し、明細書としての発行年月日等の必要な情報を付した上で交付。 ・レセプトコンピュータを使用せず、明細書をレジスターで印刷して、明細書として必要な情報を手書きで記入した上で交付。 ・明細書の様式をあらかじめ印刷しておき、金額等を手書きで記入した上で交付。 ・明細書の様式をパソコン等であらかじめ作成しておき、金額等を入力して印刷した上で交付。 ○公費負担医療の対象である患者等、一部負担金の支払いがない患者(当該患者の医療費が全額公費であるものを除く。)についても交付する。

【無償交付が求められていない施術所】

(1)に該当しない施術所

○患者から求められた場合は交付する。(仮に費用を徴収する場合であっても、実費相当とするなど、社会的に妥当適切な範囲とすることが適切であり、実質的に明細書の入手の妨げとなるような高額な料金を設定してはならない。)

[柔道整復師の施術に係る療養費について
(平成 22 年 5 月 24 日付保発 0524 第 3 号 2)]

[「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について (その 1)」
平成 22 年 6 月 30 日付事務連絡) (問 21)～ (問 24)]

・「…患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、領収証を無償で交付すること。

また、明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを設置している施術所においては、丁は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付すること。」

(令和 6 年 5 月 29 日付け保発 0529 第 3 号 20)

・「(問 2-1) 明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置している施術所においては、正当な理由がない限り、明細書を無償で交付しなければならないが、「正当な理由」とは何か。

(答)「正当な理由」とは、患者本人から不要の申し出があった場合である。」

(令和 6 年 5 月 31 日付け事務連絡)

③自費で徴収できるもの・できないもの（例）

項目	自費としてもよい	自費で徴収できない (算定に含まれる)
膏薬・湿布・ 包帯	○患者の希望により後療において新しい包帯を使用した場合は、療養費の支給対象とならないので、患者の負担とするもやむを得ないものであること。なお、その際、患者が当該材料の使用を希望する旨の申出書を患者から徴するとともに、徴収額を施術録に記載しておくこと。 [留意事項 第1の11]	×施術料は、膏薬・湿布薬等を使用した場合の薬剤料、材料代等を含むものであること。 [留意事項 第1の10]
傷病手当金 意見書	×	×患者から傷病手当金を受けるために必要な傷病手当金意見書の交付を求められたときは、無償で交付すること。 [協定別紙・取扱規程 21]

患者調査の手法（参考例）

(1) 文書照会の実施

① 調査対象の選定

留意事項

- ・ 選定対象基準を事前に策定し、保険者機能の強化を図る。
- ・ 選定対象基準(例)

文書照会の選定対象とする申請書は、次のいずれか(又は「全て」)に当てはまるものとし、当てはまる申請書のうち全件(又は「〇割」)に文書照会を実施し、療養費算定基準に沿った支給申請が行われているか確認する。

○ 文書照会選定対象申請書

- ① 多部位負傷（3部位以上）施術の申請書
- ② 長期継続（3ヵ月を超える期間）施術の申請書
- ③ 頻回傾向（1月当たり10～15回以上が継続する傾向がある場合）施術の申請書

- ・ 上記の割合については、保険者の実施体制に応じて、保険者が決めるものであり、保険者の判断によって、対象範囲を設定しても差し支えない。

② 文書照会の実施時期

留意事項

- ・ 施術後文書照会まで相当期間が経過すると、患者の記憶が曖昧になり照会の意義が薄れることから、適切な時期に実施すること。

③ 調査票

留意事項

- ・ 調査票の作成に当たっては、患者にわかりやすい照会内容や記述しやすい回答欄の作成に努めること。
- ・ 調査票の作成に当たっては、様式例1を参照されたい。
- ・ 郵送の際は返信用封筒を同封するのが望ましい。

(2) 再照会の実施

申請書の記載内容と患者からの回答内容とが一致しなかったものなど、申請内容に疑義が生じたものについては、文書だけによらず電話又は面会により、患者に対し、再照会を行い、疑義を解消するよう十分な調査に努めること。

留意事項

- ・再照会を行う場合には、支給決定までに多くの時間がかかることのないよう、適切な方法により対応されたいこと。
- ・再照会に当たっては、次の点に注意しながら、患者の立場に立って、患者にわかりやすい質問内容とすること
 - ア 主に文書照会にかかる回答に対して行うものとし、患者が認識していることについて、正しく把握すること
 - イ 保険者側の先入観や仮定の判断を踏まえた誘導的な聞き取りは行わないこと
- ・患者が施術を受けた施術所が、過去に同様の不正が疑われるものであった場合や、受診回数などについて、明らかに患者の回答と異なることが疑われるような場合など、患者に照会しなくても、療養費の支給に当たって、施術所に照会を行う必要があると保険者が判断した場合は、患者に再照会を行わずに、直接施術所に照会を行っても差し支えない。

(3) 施術所等への照会

申請書と患者からの回答の内容とが一致しない場合は、施術所等に照会を行い、疑義を解消するよう十分な調査に努めること。

留意事項

- ・施術所等に照会を行う場合には、照会の内容を明確にすること及び適切な方法（例えば、文書による方法のほか、電話又は施術所等へ赴き、事実の確認を行うなど）による対応をされたいこと。

(4) 算定基準に合致しないことが判明した場合

不支給決定を行う。

(5) 不正又は不当受給請求の疑いがある場合

留意事項

- ・不正又は不当受給請求の疑いがある場合には、地方厚生（支）局医療主管課（都道府県事務所を含む。）及び都道府県に対して、情報提供を行うこと。

柔道整復の施術を受けられた方へ

〇〇 〇〇 様

皆様の保険料を財源として支給する療養費について、保険者としても適切に支給の審査をする必要があるため、このたび、貴方が受けられた施術の療養費の支給審査に当たって、請求内容と、実際の施術の内容とが一致しているかどうかを確認させていただく必要があります。おそれいりますが、下記の質問にご回答いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

基本情報(今回対象としている支給申請書) ※ 保険者が記載

施 術 所	
施 術 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (実日数 日)
施 術 部 位	

1. 施術期間・実日数について

当てはまる回答欄(色網掛けのところ)に○を付して下さい。

① 基本情報の施術期間と一致する。	<input type="checkbox"/>	※ ご記憶にある施術期間を記入してください。
② 基本情報の施術期間と一致しない。	<input type="checkbox"/>	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (実日数 日)

2. 負傷の原因及び箇所について

負傷の原因を記入してください。

記入にあたっては、「いつ(日時、時間帯)」、「どこで(例:体育館、自宅)」、「何をしているとき(例:物を運んでいるとき)」、「どのようなことをして(例:足をくじいた、階段から落ちた)」、「どこを負傷した」かを記入してください。(相手がいる場合はそのことも記入してください)

--

3. 療養費の申請(受取代理人の署名等)について

療養費の受領にあたっては、患者が療養費の申請書に、署名することにより、患者が施術者に対して、受領を委任することができることとなっています。

この際、申請書の署名については、手などを負傷したり、障害等で自署が困難な場合を除き、本人が自分で署名することになっています。

当てはまる回答欄(色網掛けのところ)に○を付して下さい。

① 自分で署名した。	<input type="checkbox"/>	② 自分で署名ができないため、代筆をお願いした。	<input type="checkbox"/>
③ 自分で署名していないし、代筆もお願いしていない。	<input type="checkbox"/>		

4. 領収証について

当てはまる回答欄(色網掛けのところ)に○を付して下さい。

① 受け取っている。	<input type="checkbox"/>	② 受け取っていない。	<input type="checkbox"/>	③ 受け取っていない場合もある。	<input type="checkbox"/>
------------	--------------------------	-------------	--------------------------	------------------	--------------------------

※ 領収証は必ず受け取り、後日、医療費通知と、金額・日数を確認してください。

住 所	_____
氏 名	_____
電話番号	_____

ご協力ありがとうございました。

◆ 7 参考資料

柔道整復師法（抄）

（業務の禁止）

第 15 条 医師である場合を除き、柔道整復師でなければ、業として柔道整復を行なってはならない。

（外科手術、薬品投与等の禁止）

第 16 条 柔道整復師は、外科手術を行ない、又は薬品を投与し、若しくはその指示をする等の行為をしてはならない。

（施術の制限）

第 17 条 柔道整復師は、医師の同意を得た場合のほか、脱臼又は骨折の患部に施術をしてはならない。ただし、応急手当をする場合は、この限りでない。

＊＊以下、保健所への届出等に関する規定＊＊

第 19 条 施術所の届出（開設、変更、休止、廃止、再開）

第 20 条 施術所の構造設備等

（広告の制限）

第 24 条 柔道整復の業務又は施術所に関しては、何人も、文書その他いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

- 1 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- 2 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 3 施術日又は施術時間
- 4 その他厚生労働大臣が指定する事項

（平成 11 年 3 月 29 日厚生省告示第 70 号）

- ・ほねつぎ（又は接骨）
- ・第十九条第一項前段の規定による届出※をした旨
※都道府県知事に開設の届出をした旨のこと
- ・医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
- ・予約に基づく施術の実施 ・休日又は夜間における施術の実施
- ・出張による施術の実施 ・駐車設備に関する事項

2 前項第一号及び第二号に掲げる事項について広告をする場合においても、その内容は、柔道整復師の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。

〈関係通知〉

文書の日付	文書番号	件名 ※ [] 内本文中略称	発信者
昭和33年9月30日 (最終改正：令和6年5月29日)	保発第64号 (保発0529第4号)	柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準 [算定基準]	厚生労働省 保険局長
平成9年4月17日 (最終改正：令和6年5月29日)	保険発第57号 (保医発0529第1号)	柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について [留意事項]	厚生労働省 保険局 医療課長
平成22年5月24日 (最終改正：令和6年5月29日)	保発第0524第2号 (保発0529第3号)	柔道整復師の施術に係る療養費について [協定別紙] [取扱規程]	厚生労働省 保険局長
平成22年5月24日 (最終改正：令和6年5月29日)	保医発第0524第3号 (保医発0529第3号)	柔道整復師の施術に係る療養費について	厚生労働省 保険局 医療課長
平成22年6月30日 (最終改正：令和4年5月27日)	事務連絡	柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について (その1)	厚生労働省 保険局 医療課
平成23年3月3日 (最終改正：令和4年5月27日)	事務連絡	柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について (その2)	厚生労働省 保険局 医療課
平成24年3月12日	保医発0312第1号	柔道整復師の施術の療養費の適正化への取組みについて	厚生労働省 保険局 医療課長
令和2年6月19日	事務連絡	柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について	厚生労働省 保険局 医療課
令和4年5月27日 (最終改正：令和6年5月31日)	事務連絡	柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について	厚生労働省 保険局 医療課
令和4年8月30日 (最終改正：令和6年5月31日)	事務連絡	柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について (その2)	厚生労働省 保険局 医療課
令和6年5月29日	保医発0529第2号	「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について	厚生労働省 保険局 医療課長

〈追補〉

年 月	内 容
平成 25 年 5 月 1 日版	初版作成（H250501 付単価改正まで収載）。
平成 25 年 6 月 13 日版	「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について（その 2）」H25. 6. 11 付け事務連絡の内容を反映。
平成 25 年 8 月 29 日版	往療料の距離の加算について、表の表現を修正（金額等の変更はない）。
平成 26 年 4 月 1 日版	単価改正について対応（消費税 5%→8%に伴う初検料・再検料改正）。
平成 27 年 6 月 30 日版	郵便番号・電話番号の記入に係る H25. 8. 13 付け答弁書及び「疑義解釈資料の送付について（その 14）」H27. 6. 30 付け事務連絡の内容を反映。
平成 28 年 11 月 1 日版	単価改正・広告可能事項・往療（同一建築物）・療養費検討専門委員会資料を反映。
令和元年 10 月版	<p>「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」の一部改正について」H30. 5. 24 付け保発 0524 第 1 号、R01. 9. 18 付け保発 0918 第 5 号の内容を反映。</p> <p>「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について」H30. 5. 24 付け保発 0524 第 2 号の内容を反映。</p> <p>「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」等の一部改正について」H30. 5. 24 付け保医発 0524 第 1 号の内容を反映。</p>
令和 3 年 3 月版	<p>「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」の一部改正について」R2. 5. 22 付け保発 0522 第 5 号の内容を反映。</p> <p>「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について」R2. 5. 22 付け保発 0522 第 6 号の内容を反映。</p> <p>「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」等の一部改正について」R2. 5. 22 付け保医発 0522 第 1 号の内容を反映。</p> <p>「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について」R2. 6. 19 事務連絡の内容を参考資料に追加。</p>
令和 4 年 2 月版	「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について」R03. 03. 24 保発 0324 第 1 号の内容を反映。
令和 6 年 10 月版	<p>「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」の一部改正について」R6. 5. 29 保発 0529 第 4 号の内容を反映。</p> <p>「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」の一部改正について」R6. 5. 29 保医発 0529 第 1 号の内容を反映。</p>

	<p>「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について」 R6. 5. 29 保発 0529 第 3 号の内容を反映。</p> <p>「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について」 R6. 5. 29 保医発 0529 第 2 号の内容を反映。</p> <p>「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について」 R6. 5. 31 事務連絡の内容を反映。</p> <p>「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について（その 2）」 R6. 5. 31 事務連絡の内容を反映。</p>
--	--